

平成23年度第3回

# 監査報告書

平成24年4月

宮崎県監査委員

23 - 44100 - 1138  
平成24年4月5日

宮 崎 県 知 事 殿  
宮 崎 県 議 会 議 長 殿  
宮 崎 県 教 育 委 員 会 殿  
宮 崎 県 人 事 委 員 会 殿  
宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿  
宮 崎 県 労 働 委 員 会 殿

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
宮崎県監査委員 山 口 博  
宮崎県監査委員 外 山 衛  
宮崎県監査委員 宮 原 義 久

#### 監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成23年12月から平成24年3月までの間に実施した監査（定期監査）の結果、同条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき平成23年6月から平成24年2月までの間に実施した監査（随時監査）の結果及び同条第2項の規定に基づき平成23年9月から平成23年11月までの間に実施した監査（行政監査）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

# 目 次

<b>第 1</b>	<b>県の機関を対象とした定期監査[対象年度：平成 2 2 年度]</b> - - - - -	<b>1</b>
1	監査の概要 .....	1
2	監査の結果 .....	1
3	指摘事項等の内容 .....	2
	別表 監査実施機関（県の機関の定期監査） .....	4
<b>第 2</b>	<b>県の機関を対象とした定期監査[対象年度：平成 2 3 年度]</b> - - - - -	<b>5</b>
1	監査の概要 .....	5
2	監査の結果 .....	5
3	指摘事項等の内容 .....	6
	別表 監査実施機関（県の機関の定期監査） .....	1 5
<b>第 3</b>	<b>県の機関を対象とした随時監査</b> - - - - -	<b>2 1</b>
1	監査の概要 .....	2 1
2	監査の結果 .....	2 1
3	指摘事項等の内容 .....	2 2
	別表 監査実施機関（県の機関の随時監査） .....	2 4
<b>第 4</b>	<b>行政監査</b> - - - - -	<b>2 5</b>
1	監査のテーマ .....	2 5
2	監査の目的 .....	2 5
3	監査の概要 .....	2 5
4	監査の結果 .....	3 0
5	意見 .....	4 9
	別表 事業別監査対象一覧表 .....	5 0

## 第1 県の機関を対象とした定期監査[対象年度：平成22年度]

### 1 監査の概要

県の5機関について、平成23年12月7日から平成23年12月20日までの間に、平成22年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行を対象として、定期監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局		5	5
合 計		5	5

監査を実施した機関名及び監査実施年月日は、別表（4ページ）に記載のとおりである。

### 2 監査の結果

監査の結果、5機関の12件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ下記のとおり、指摘事項又は注意事項とした。

該当機関に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務		2		2
支 出 事 務	1	3		4
契 約 事 務		4		4
工 事 の 施 工				
財 産（物品を除く）の管理				
物 品 の 管 理	1	1		2
そ の 他				
合 計	2	10		12

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの  
注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの  
要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの

### 3 指摘事項等の内容

指摘又は注意を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

#### [ 農政水産部 ]

##### (1) 中部農林振興局

###### 【注意事項】

宮崎県地域農業推進事業について、各団体の活動費単価等に差があるにもかかわらず、妥当性を十分に検討しないまま交付決定を行っていた。

また、変更交付決定が適時に行われていなかった。

留意を要する。

農地海岸二ツ建地区における流木撤去作業委託等について、予算執行伺に執行予定額の積算基礎が記載されていないものが見受けられた。

また、予算執行伺の起案者が検査員として下命を受けているものがあった。

留意を要する。

鳥インフルエンザ防疫業務委託について、消費税相当額を誤って算定しているものがあった。

留意を要する。

##### (2) 東臼杵農林振興局

###### 【指摘事項】

シカ・サル対策指導員設置事業について、概算払である委託料の支払が遅れているものが見受けられた。

留意を要する。

###### 【注意事項】

電柱敷に係る公有財産使用料について、納入期限等を誤っているものが見受けられた。

留意を要する。

立竹木補償契約について、補償金の積算が適当でないものがあった。

留意を要する。

##### (3) 農業大学校

###### 【指摘事項】

物品の損傷事故及び公有財産の破損について、財務規則に定められた亡失損傷報告書及び公有財産取扱規則に定められた事故発生報告書が提出されていないなかった。

善処を要する。

###### 【注意事項】

研修センター使用料について、指定金融機関への払込みの遅れているものが見受けられた。

留意を要する。

農業大学校内管理補助業務委託について、契約単価表の単価の一部に記載誤りがあった。

留意を要する。

野菜等の生産物について、振替支出によらず無償で処分しているものがあった。

留意を要する。

(4) 宮崎家畜保健衛生所

【注意事項】

家畜伝染病予防事務費交付金について、支出負担行為の整理時期を誤っていた。

留意を要する。

(5) 延岡家畜保健衛生所

【注意事項】

家畜伝染病予防事務費交付金について、支出負担行為の整理時期を誤っていた。

留意を要する。

**【別表】 監査実施機関（県の機関の定期監査[対象年度：平成22年度]）**

部局等名	機 関 名	監査実施年月日
農政水産部	中部農林振興局	平成23年12月 7日
	東白杵農林振興局	平成23年12月20日
	農業大学校	平成23年12月12日
	宮崎家畜保健衛生所	平成23年12月14日
	延岡家畜保健衛生所	平成23年12月15日

## 第2 県の機関を対象とした定期監査[対象年度：平成23年度]

### 1 監査の概要

県の130機関について、平成23年12月14日から平成24年3月16日までの間に、平成23年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行を対象として、定期監査を実施した。

区 分	監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	33	30	63
教 育 委 員 会	6	49	55
公 安 委 員 会		9	9
監 査 事 務 局	1		1
人 事 委 員 会	1		1
労 働 委 員 会	1		1
合 計	42	88	130

監査を実施した機関名及び監査実施年月日等は、別表（15～20ページ）に記載のとおりである。

### 2 監査の結果

監査の結果、45機関の77件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項又は注意事項とした。

該当機関に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務	5	19		24
支 出 事 務	3	22		25
契 約 事 務	7	6		13
工 事 の 施 工	1	1		2
財 産（物品を除く）の管理		1		1
物 品 の 管 理	3			3
事務（事業）の経済性、効率性及び有効性				
そ の 他		9		9
合 計	19	58		77

指摘事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの  
 注意事項 …… 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの  
 要望事項 …… 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの



### 3 指摘事項等の内容

指摘又は注意を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

#### [ 県民政策部 ]

##### (1) 統計調査課

###### 【注意事項】

臨時的任用職員の通勤届について、確認できないものが見受けられた。  
善処を要する。

#### [ 総務部 ]

##### (2) 消防学校

###### 【注意事項】

時間外勤務手当について、支給不足となっているものがあった。  
善処を要する。

宿日直命令について、時間外勤務等命令簿によらないものがあった。  
留意を要する。

#### [ 福祉保健部 ]

##### (3) 長寿介護課

###### 【注意事項】

施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金等について、交付決定事務が遅れているものが見受けられた。  
留意を要する。

##### (4) 衛生管理課

###### 【指摘事項】

犬及び猫運搬業務委託について、入札によるべきところ、随意契約の方法によっていた。  
留意を要する。

##### (5) 小林保健所

###### 【注意事項】

自家用電気工作物保安管理業務委託について、契約書の記載内容に誤りがあるにもかかわらず、適切な事務処理を行っていなかった。  
善処を要する。

(6) 日向保健所

【注意事項】

捕獲犬の飼育管理手数料について、飼育日数を誤り徴収不足となっているものがあった。

善処を要する。

旅費について、鉄道賃の額を誤り支給不足となっているものがあった。

善処を要する。

[ 環境森林部 ]

(7) 自然環境課

【注意事項】

普通財産の貸付けについて、貸付財産の使用目的が変更されていたにもかかわらず公有財産取扱規則に定められた手続が行われていなかった。

善処を要する。

[ 商工観光労働部 ]

(8) 企業立地課

【指摘事項】

車両の損傷事故について、運行管理簿に記載がなく、財務規則に定められた亡失損傷報告書も提出されていなかった。

善処を要する。

[ 農政水産部 ]

(9) 漁村振興課

【指摘事項】

県立高等水産研修所入所料について、証紙の消印の方法が適当でないものが散見された。

留意を要する。

【注意事項】

準公金について、決裁規程に基づく事務処理を行っていないものが見受けられた。

善処を要する。

[ 県土整備部 ]

(10) 技術企画課

【指摘事項】

建設資材価格実態調査業務委託等について、契約締結の期限内に契約していないものが見受けられた。

留意を要する。

(11) 高速道対策局

【注意事項】

臨時的任用職員の通勤手当について、過払となっているものがあった。  
善処を要する。

(12) 宮崎土木事務所

【指摘事項】

道路維持管理業務委託について、業務完了後に変更契約を締結していた。  
留意を要する。

【注意事項】

地下埋設物等に係る公有財産使用料について、調定額の算定を誤り過徴収  
となっているものが見受けられた。

善処を要する。

河川敷占用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあ  
った。

善処を要する。

(13) 日南土木事務所

【注意事項】

臨時的任用職員の賃金について、過払となっているものがあった。  
善処を要する。

土木設計業務等委託について、検査の時期が遅れているものが見受けられ  
た。

留意を要する。

(14) 小林土木事務所

【注意事項】

道路占用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあ  
った。

善処を要する。

建築に関する確認申請手数料等について、証紙収納簿への登記時期を誤っ  
ているものが散見された。

留意を要する。

砂防指定地内における行為の許可について、着手届及び終了届の提出され  
ていないものが見受けられた。

善処を要する。

(15) 西都土木事務所

【注意事項】

公園施設使用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものが  
あった。

善処を要する。

屋外広告物許可申請手数料について、算定を誤り過徴収となっているもの  
があった。

善処を要する。

臨時的任用職員の賃金について、過払となっているものがあった。  
善処を要する。

一ツ瀬川堤防補強工事について、変更を指示するための監督員指示書が作成されていないものがあった。

留意を要する。

道路法に基づく道路占用許可について、占用に伴う工事の実施着手届及び完了届のないものが散見された。

善処を要する。

(16) 高鍋土木事務所

【注意事項】

旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。  
善処を要する。

移転補償に係る支障電気通信線路移転工事契約について、契約で定めた期間内に工事が完了していないものがあった。

留意を要する。

(17) 北部港湾事務所

【指摘事項】

延岡港（方財地区）物揚場補修工事について、工期変更に伴う契約保証の変更手続きが行われていなかった。

留意を要する。

【注意事項】

港湾使用料及び漁港施設用地使用料について、納入期限を誤っているものが散見された。

留意を要する。

延岡港（方財地区）漂流流木等収集及び仮置場への運搬業務委託について、検査下命を受けていない予算執行伺の起案者が検査を行っていた。

留意を要する。

(18) 東九州自動車道用地事務所

【注意事項】

物件等調査業務の委託について、変更後の委託額が契約書省略の基準となる額を超えたにもかかわらず、契約書を作成していないものが見受けられた。

留意を要する。

## [ 教育委員会 ]

### (19) 中部教育事務所

#### 【注意事項】

旅費について、片道2キロメートル未満の近距離旅行に旅行雑費が支給されているものがあつた。

善処を要する。

### (20) 北部教育事務所

#### 【注意事項】

公文書複写に伴う収納金について、指定金融機関への払込みが遅れているなど、収入事務が適正に行われていないものが散見された。

留意を要する。

臨時的任用職員の賃金について、支給不足となっているものがあつた。

善処を要する。

### (21) 図書館

#### 【注意事項】

冷暖房空調設備等運転保守管理業務委託について、仕様書に定められた運転管理業務従事者の選定承認が行われていなかった。

善処を要する。

### (22) 総合博物館

#### 【注意事項】

「きらめく水晶と鉱物展」広報物等仕分け発送業務委託について、支出負担行為の整理時期を誤っていた。

留意を要する。

### (23) 西都原考古博物館

#### 【指摘事項】

昇降機監視・点検業務委託について、正式な手続によらず再入札を執行していた。

留意を要する。

重要備品の貸付けについて、合議がなされていないなど事務処理が適正に行われていなかった。

留意を要する。

#### 【注意事項】

西都原考古博物館使用料について、徴収の時期や料金の適用を誤るなど適当でないものがあつた。

留意を要する。

県立西都原考古博物館展示年間保守点検業務委託について、委託料の支払時期が適正でなかった。

留意を要する。

旅費の概算払について、支払事実の確認をせず精算しているものが見受けられた。

留意を要する。

扶養手当等について、認定簿の作成や、整理がされていないものが見受けられた。

善処を要する。

(24) 宮崎大宮高等学校

【注意事項】

公有財産使用料等について、納入期限を誤っているものが散見された。  
留意を要する。

(25) 宮崎東高等学校

【指摘事項】

日本スポーツ振興センター共済掛金について、徴収時期を誤るなど、収入事務が適正に行われていなかった。

留意を要する。

【注意事項】

準公金について、預金口座管理簿に登載されていない預金口座が散見された。

善処を要する。

(26) 宮崎農業高等学校

【指摘事項】

生産物販売に係る検査料について、予算執行何を作成せず支出を行っているものがあつた。

留意を要する。

産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、契約書に法令で定める記載事項が記載されていないがあつた。

留意を要する。

(27) 宮崎西高等学校

【注意事項】

公有財産使用料等について、納入期限を誤っているものが散見された。  
留意を要する。

住居手当について、過払となっているものがあつた。

善処を要する。

(28) 佐土原高等学校

【指摘事項】

赴任旅費について、着後手当の誤りにより過払となっているものがあつた。  
善処を要する。

重要備品について、処分何等の手續がなされないままに処分を行っているものがあつた。

善処を要する。

**【注意事項】**

日本スポーツ振興センター共済掛金について、指定金融機関への払込みの遅れているものが散見された。

留意を要する。

教育業務連絡指導手当について、支給不足となっているものがあつた。

善処を要する。

(29) 日南高等学校

**【指摘事項】**

旅費の概算払について、目的地以外の宿泊により交通費が過払となっているものがあつた。

また、宿泊証明書等の添付がないまま精算していた。

善処を要する。

物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず、定期的に同一業者と10万円未満の随意契約を行っているものが散見された。

留意を要する。

(30) 福島高等学校

**【指摘事項】**

日本スポーツ振興センター共済掛金について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあつた。

留意を要する。

**【注意事項】**

旅費の概算払について、支払事実の確認をせず精算しているものが見受けられた。

留意を要する。

(31) 都城泉ヶ丘高等学校

**【指摘事項】**

日本スポーツ振興センター共済掛金について、徴収時期を誤るなど、収入事務が適正に行われていなかった。

留意を要する。

(32) 高城高等学校

**【注意事項】**

非常勤職員の報酬について、過払となっているものがあつた。

善処を要する。

(33) 高原高等学校

**【注意事項】**

一般廃棄物収集運搬業務の委託について、委託料の支払が遅れているものが見受けられた。

留意を要する。

(34) 西都商業高等学校

【注意事項】

公有財産使用料等について、納入期限を誤っているものが散見された。  
留意を要する。

(35) 都農高等学校

【注意事項】

準公金について、金銭出納簿を作成していないなど事務処理の不適切なものが散見された。  
善処を要する。

(36) 延岡高等学校

【注意事項】

公有財産使用料について、納入期限を誤っているものが散見された。  
留意を要する。

パック旅行を利用した旅費について、精算確認が不十分なものがあつた。  
善処を要する。

準公金について、預金口座管理簿に登載されていない預金口座があつた。  
善処を要する。

(37) 延岡工業高等学校

【注意事項】

公有財産使用料等について、調定事務の遅れているものが見受けられた。  
留意を要する。

(38) 門川高等学校

【注意事項】

生産物の売払等に伴う収納金について、領収証の取扱いが適正でなかった。  
留意を要する。

(39) 高千穂高等学校

【注意事項】

公有財産使用料等について、納入期限を誤っているものが散見された。  
留意を要する。

準公金について、預金口座管理簿に登載されていない預金口座が見受けられた。

善処を要する。

(40) 五ヶ瀬中等教育学校

【注意事項】

準公金について、会計事務取扱規程等を整備していないものが散見された。  
善処を要する。



(41) みやざき中央支援学校

【注意事項】

準公金について、監事による監査を行っていないものが散見された。  
留意を要する。

(42) みなみのかぜ支援学校

【注意事項】

給与について、欠勤に係る減額時間を誤ったために支給不足となっている  
ものがあった。  
善処を要する。

(43) 児湯るびなす支援学校

【指摘事項】

中学部普通教室棟トイレ改修工事について、工事内容を変更したにもかかわらず、変更予算執行同等の作成が行われていなかった。  
留意を要する。

(44) 清武せいりゅう支援学校

【指摘事項】

日本スポーツ振興センター共済掛金について、現金出納簿が作成されてい  
なかった。  
留意を要する。

[ 公安委員会 ]

(45) 延岡警察署

【注意事項】

現任警備員指導教育責任者講習手数料について、証紙に消印が押されてい  
ないものが見受けられた。  
留意を要する。

【別表】監査実施機関（県の機関の定期監査[対象年度：平成23年度]）

部局等名	機関名	監査実施年月日	実施方法
県民政策部	秘書広報課	平成24年 3月16日	書面監査
	統計調査課	平成24年 1月20日	実地監査
	総合交通課	平成24年 1月23日	実地監査
	人権同和対策課	平成24年 1月17日	実地監査
	情報政策課	平成24年 3月16日	書面監査
	東京事務所	平成24年 3月16日	書面監査
	福岡事務所	平成24年 2月29日	実地監査
総務部	人事課	平成24年 3月16日	書面監査
	行政経営課	平成24年 3月16日	書面監査
	市町村課	平成24年 1月17日	実地監査
	危機管理課	平成24年 1月25日	実地監査
	消防保安課	平成24年 1月25日	実地監査
	消防学校	平成24年 2月21日	実地監査
	自治学院	平成24年 3月16日	書面監査
福祉保健部	国保・援護課	平成24年 1月19日	実地監査
	長寿介護課	平成24年 1月20日	実地監査
	衛生管理課	平成24年 3月16日	書面監査
	こども政策課	平成24年 3月16日	書面監査
	都城保健所	平成24年 2月 9日	実地監査
	小林保健所	平成24年 2月 6日	実地監査
	日向保健所	平成24年 2月15日	実地監査
	延岡保健所	平成24年 3月16日	書面監査
	看護大学	平成24年 3月16日	書面監査

部 局 等 名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
福祉保健部	身体障害者相談センター	平成24年 3月16日	書面監査
	みやざき学園	平成24年 3月16日	書面監査
	都城食肉衛生検査所	平成24年 3月16日	書面監査
	高崎食肉衛生検査所	平成24年 3月16日	書面監査
	小林食肉衛生検査所	平成24年 3月16日	書面監査
	都農食肉衛生検査所	平成24年 3月16日	書面監査
	日向食肉衛生検査所	平成24年 3月16日	書面監査
環境森林部	環境森林課	平成24年 1月20日	実地監査
	自然環境課	平成24年 3月16日	書面監査
	木材利用技術センター	平成24年 3月16日	書面監査
商工観光労働部	労働政策課	平成24年 3月16日	書面監査
	企業立地課	平成24年 1月23日	実地監査
	みやざきアピール課	平成24年 3月16日	書面監査
	計量検定所	平成24年 2月15日	実地監査
	産業技術専門校	平成24年 2月28日	実地監査
	産業技術専門校高鍋校	平成24年 2月28日	実地監査
農政水産部	農村計画課	平成24年 3月16日	書面監査
	農村整備課	平成24年 3月16日	書面監査
	漁村振興課	平成24年 1月24日	実地監査
	復興対策推進課	平成24年 2月 7日	実地監査
	高等水産研修所	平成24年 1月24日	実地監査
県土整備部	管理課	平成24年 3月16日	書面監査
	用地対策課	平成24年 3月16日	書面監査

部局等名	機関名	監査実施年月日	実施方法
県土整備部	技術企画課	平成24年 2月 7日	実地監査
	道路建設課	平成24年 2月 6日	実地監査
	道路保全課	平成24年 1月30日	実地監査
	河川課	平成24年 1月30日	実地監査
	砂防課	平成24年 3月16日	書面監査
	高速道対策局	平成24年 1月30日	実地監査
	宮崎土木事務所	平成24年 2月20日	実地監査
	日南土木事務所	平成24年 2月20日	実地監査
	都城土木事務所	平成24年 2月20日	実地監査
	小林土木事務所	平成24年 2月20日	実地監査
	西都土木事務所	平成24年 2月22日	実地監査
	高鍋土木事務所	平成24年 2月22日	実地監査
	建設技術センター	平成24年 3月16日	書面監査
	北部港湾事務所	平成24年 2月 8日	実地監査
東九州自動車道用地事務所	平成24年 2月 6日	実地監査	
環境森林部・農政 水産部・県土整備 部共管	工事検査課	平成24年 2月 1日	実地監査
会計管理局	会計課	平成24年 1月19日	実地監査
教育委員会	総務課	平成24年 2月 2日	実地監査
	学校政策課	平成24年 3月16日	書面監査
	特別支援教育室	平成24年 1月24日	実地監査
	教職員課	平成24年 2月 1日	実地監査
	生涯学習課	平成24年 3月16日	書面監査

部局等名	機関名	監査実施年月日	実施方法
教育委員会	人権同和教育室	平成24年 3月16日	書面監査
	中部教育事務所	平成24年 2月 1日	実地監査
	北部教育事務所	平成24年 2月13日	実地監査
	スポーツ指導センター	平成24年 3月16日	書面監査
	図書館	平成24年 2月14日	実地監査
	総合博物館	平成24年 2月 8日	実地監査
	西都原考古博物館	平成24年 2月28日	実地監査
	埋蔵文化財センター	平成24年 2月14日	実地監査
	宮崎大宮高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	宮崎東高等学校	平成23年12月19日	実地監査
	宮崎農業高等学校	平成23年12月19日	実地監査
	宮崎南高等学校	平成23年12月20日	実地監査
	宮崎西高等学校	平成24年 1月10日	実地監査
	宮崎北高等学校	平成23年12月14日	実地監査
	佐土原高等学校	平成24年 1月12日	実地監査
	本庄高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	日南高等学校	平成24年 1月12日	実地監査
	福島高等学校	平成24年 1月12日	実地監査
	都城泉ヶ丘高等学校	平成24年 1月12日	実地監査
	都城農業高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	都城西高等学校	平成23年12月21日	実地監査
	高城高等学校	平成23年12月16日	実地監査
	高原高等学校	平成23年12月20日	実地監査

部 局 等 名	機 関 名	監査実施年月日	実施方法
教育委員会	妻高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	西都商業高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	高鍋農業高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	都農高等学校	平成24年 1月10日	実地監査
	延岡高等学校	平成24年 1月12日	実地監査
	延岡青朋高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	延岡工業高等学校	平成24年 1月17日	実地監査
	延岡商業高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	日向工業高等学校	平成24年 1月10日	実地監査
	日向高等学校	平成24年 3月16日	書面監査
	門川高等学校	平成23年12月15日	実地監査
	高千穂高等学校	平成24年 2月 8日	実地監査
	五ヶ瀬中等教育学校	平成24年 3月16日	書面監査
	明星視覚支援学校	平成23年12月14日	実地監査
	都城さくら聴覚支援学校	平成23年12月21日	実地監査
	延岡ととろ聴覚支援学校	平成24年 3月16日	書面監査
	みやざき中央支援学校	平成24年 3月16日	書面監査
	みなみのかぜ支援学校	平成24年 1月10日	実地監査
	日南くろしお支援学校	平成24年 3月16日	書面監査
	都城きりしま支援学校	平成24年 3月16日	書面監査
	延岡たいよう支援学校	平成23年12月15日	実地監査
日向ひまわり支援学校	平成24年 3月16日	書面監査	
児湯るびなす支援学校	平成24年 3月16日	書面監査	

部局等名	機関名	監査実施年月日	実施方法
教育委員会	清武せいりゅう支援学校	平成24年 1月10日	実地監査
	宮崎西高等学校附属中学校	平成24年 1月10日	実地監査
	都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	平成24年 1月12日	実地監査
	都城きりしま支援学校小林校	平成24年 3月16日	書面監査
公安委員会	宮崎北警察署	平成24年 1月27日	実地監査
	串間警察署	平成24年 3月16日	書面監査
	都城警察署	平成24年 1月30日	実地監査
	小林警察署	平成24年 3月16日	書面監査
	高岡警察署	平成24年 3月16日	書面監査
	西都警察署	平成24年 3月16日	書面監査
	高鍋警察署	平成24年 1月26日	実地監査
	延岡警察署	平成24年 1月25日	実地監査
	高千穂警察署	平成24年 2月 7日	実地監査
監査事務局	監査事務局	平成24年 3月16日	書面監査
人事委員会	人事委員会事務局	平成24年 3月16日	書面監査
労働委員会	労働委員会事務局	平成24年 2月15日	実地監査

### 第3 県の機関を対象とした随時監査

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の目的

不適正な事務処理の再発防止を図るとともに、適時・適切な事務処理を確保することを目的として、随時監査を実施した。

##### (2) 監査の実施方法

監査は、監査当日まで通知を行わない抜き打ちの方法により、県の20機関について、平成23年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 機 関 数		
	本 庁	出先機関等	計
知 事 部 局	6	9	15
教 育 委 員 会	1	3	4
公 安 委 員 会		1	1
合 計	7	13	20

監査を実施した機関名及び監査実施年月日は、別表(24ページ)に記載のとおりである。

##### (3) 監査の実施時期

平成23年6月6日から平成24年2月24日まで

#### 2 監査の結果

監査の結果、5機関の8件について、是正又は改善を必要とする事項が認められ、下記のとおり、指摘事項又は注意事項とした。

該当機関に対しては、監査結果に基づき、速やかに是正又は改善措置を講ずるよう文書で通知を行った。

指 摘 項 目	件 数			
	指摘事項	注意事項	要望事項	計
収 入 事 務	1	3		4
支 出 事 務		3		3
契 約 事 務				
財 産 ( 物 品 を 除 く ) の 管 理				
物 品 の 管 理				
そ の 他		1		1
合 計	1	7		8

指摘事項 ..... 是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの  
 注意事項 ..... 是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの  
 要望事項 ..... 「指摘事項」及び「注意事項」に至らない事項で、文書をもって要望したもの



### 3 指摘事項等の内容

指摘又は注意を行った事項（指摘事項等）の内容は、次のとおりである。

#### [ 福祉保健部 ]

##### (1) 身体障害者相談センター

###### 【注意事項】

高次脳機能障がい講演会委託について、支出負担行為の整理時期を誤っていた。

留意を要する。

特殊勤務手当について、過払となっているものがあった。

善処を要する。

#### [ 環境森林部 ]

##### (2) 自然環境課

###### 【注意事項】

公園施設使用料について、納入期限を誤っているものが散見された。

留意を要する。

#### [ 県土整備部 ]

##### (3) 日向土木事務所

###### 【指摘事項】

屋外広告物許可申請手数料について、証紙の消印の方法が適当でないものが散見された。

留意を要する。

###### 【注意事項】

道路占用料について、財務規則に定められた督促状を送付していないものが見受けられた。

善処を要する。

準公金等について、支出調書を作成せずに支出を行っているなど、取扱いが適当でないものが散見された。

善処を要する。

#### [ 教育委員会 ]

##### (4) 都城農業高等学校

###### 【注意事項】

旅費について、旅行命令書の作成誤りにより過払となっているものがあった。

善処を要する。

**[ 公安委員会 ]**

**(5) 西都警察署**

**【注意事項】**

公有財産使用料等について、納入期限を誤っているものが散見された。  
留意を要する。

**【別表】監査実施機関（県の機関の随時監査[対象年度：平成23年度]）**

部局等名	機関名	監査実施年月日
県民政策部	情報政策課	平成23年10月21日
総務部	高鍋県税・総務事務所	平成24年 2月24日
	消防学校	平成23年 6月 6日
福祉保健部	衛生管理課	平成23年12月19日
	延岡保健所	平成23年 9月13日
	身体障害者相談センター	平成23年12月14日
環境森林部	自然環境課	平成23年 8月26日
商工観光労働部	労働政策課	平成23年12月13日
	工業技術センター	平成24年 1月27日
農政水産部	農村整備課	平成23年12月15日
	中部農林振興局	平成23年 8月26日
	都城家畜保健衛生所	平成23年11月11日
県土整備部	都市計画課	平成24年 1月24日
	日向土木事務所	平成23年12月26日
	油津港湾事務所	平成23年12月 7日
教育委員会	生涯学習課	平成23年11月14日
	スポーツ指導センター	平成23年 8月29日
	本庄高等学校	平成23年11月10日
	都城農業高等学校	平成23年11月10日
公安委員会	西都警察署	平成23年11月21日

## 第4 行政監査

### 1 監査のテーマ

税外収入未済の債権管理及び不納欠損処分について

### 2 監査の目的

県の歳入で長期にわたって収入未済となっているものは、一定の要件を満たす場合、不納欠損処分を行うことができるとされている。

県税の収入未済については、法令等により着実に整理されているが、県税以外の収入未済（以下「税外収入未済」という。）については、処理が遅滞している状況も見られる。

このため、税外収入未済について、債権管理の状況や、要件を満たしているにもかかわらず不納欠損処分が行われていないなどの実態を把握し、検証することにより、不納欠損処分を含む債権管理に係る事務処理の適正化に資することを目的とする。

### 3 監査の概要

#### (1) 監査の着眼点

収入未済となっている案件はどのくらいあるか。

債権管理に関する実務上の要領等はあるか。また、それに沿った適切な管理が行われているか。

収入未済額の削減に向けて、どのような取組が行われているか。

長期にわたって収入未済となっている案件について、不納欠損処分の要件を満たしているものはないか。

不納欠損処分の要件を満たしているにもかかわらず、行われていない理由は何か。

## (2) 監査対象とした税外収入未済

平成18年度から22年度までの一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算における税外収入の現年度収入未済及び過年度収入未済を対象とした。

ただし、病院局分については、平成22年度の包括外部監査で収入未済及び不納欠損処分も含めて監査が行われたため、対象外とした。

なお、「税外収入」とは、税及び税に係る延滞金、加算金を除く収入をいう。

また、「現年度収入未済」とは、当年度に現年度収入として調定され翌年度の5月31日（出納閉鎖日）までに収納されなかったもの、「過年度収入未済」とは、当年度に過年度収入として調定されその年度の3月31日（年度末）までに収納されなかったものをいう。

## (3) 監査対象所属等

監査対象所属及び監査対象事業は、平成18年度から22年度までのいずれかの年度において税外収入の収入未済又は不納欠損処分のある所属及び事業とした。

この結果、所属数及び事業数は、次のとおりとなった。（表1）

なお、所属名及び事業名は別表（50～52ページ）に記載のとおりである。

### ア 所属数

監査対象所属は60所属となった。そのうち、平成22年度決算において税外収入未済のあるものは43所属となっている。

### イ 事業数

監査対象事業は96事業（延べ数）（注）となった。そのうち、平成22年度決算において税外収入未済のあるものは72事業（延べ数）となっている。

事業数を実数で見ると、監査対象事業が53事業（実数）であり、そのうち平成22年度決算において税外収入未済のあるものは45事業（実数）となっている。

（注） 事業数については、同一事業が複数の所属で重複することがあるため、延べ数で集計する場合（同一事業について所属ごとに事業数を計上）と実数で集計する場合（所属数に関係なく同一事業は1事業として計上）とがある。以下、延べ数で集計する場合は「\*\*事業（延べ数）」、実数で集計する場合は「\*\*事業（実数）」と表記する。

今回の監査結果については、事業を実数で表した方が状況を捉えやすいことから、事業数は実数を採用している（ただし、35ページの「b 債権管理の体制」は、同じ事業でも所属により体制が異なる場合があることから、事業数は延べ数としている）。

表1 監査対象所属数及び事業数

(単位：所属、事業)

部 局 名 (注1)	監査対象 所属数	監査対象 事業数	左記のうち平成22年度決算に おいて税外収入未済のあるもの	
			所属数	事業数
総 務 部	2	2	1	1
福 祉 保 健 部	12	26	12	24
環 境 森 林 部	3	4	2	3
商 工 観 光 労 働 部	3	4	2	3
農 政 水 産 部	7	8	6	6
県 土 整 備 部	19	32	12	22
教 育 委 員 会	13	17	7	10
警 察 本 部	1	3	1	3
合計(事業数は延べ数)	60	96	43	72
事業数(実数)(注2)	-	53	-	45

(注1) 病院局を対象外としたほか、県民政策部、会計管理局、企業局、県議会事務局及び各種委員会については、監査対象となる税外収入の収入未済及び不納欠損処分がなかった。

(注2) 複数の部局で重複する事業があるため、事業数(実数)については部局ごとの内訳を示すことができない。

#### (4) 監査事項

収入未済(現年度及び過年度)の件数及び金額の推移

債権管理に関する実務上の要領等の整備状況

収入未済額の削減に向けた取組の状況

消滅時効が完成している収入未済の状況

不納欠損処分が行われていない理由

不納欠損処分を進める上での課題

#### (5) 監査の実施方法

定期監査とは別に、監査対象所属から行政監査調書の提出を受けた上で、所属を抽出し聴取りを行った。

#### (6) 監査の実施時期

平成23年9月から11月まで

#### (7) 事業分類及び債権分類

今回の行政監査では、平成18年度から22年度までのいずれかの年度において税外収入の収入未済又は不納欠損処分のある事業を、事業の内容から見た「事業分類」及び債権の種類から見た「債権分類」で区分している。

事業分類、債権分類及びそれぞれの事業例は、次のとおりである。

## ア 事業分類

事業分類は、次の6種類とした。

事業分類別の事業数(実数)は、表2のとおりである。

### 1 資金の貸付けを行う事業

事業例：母子寡婦福祉資金の貸付け、中小企業高度化資金の貸付け、  
宮崎県育英資金貸与事業

収入未済例：貸付金の償還金

### 2 使用料・手数料や財産貸付料を徴収する事業

事業例：県営住宅の貸付け、公有財産の使用許可、県立高等学校の運営

収入未済例：県営住宅使用料、公有財産使用料、県立高等学校授業料

### 3 自己負担金や掛金を徴収する事業

事業例：児童福祉法に基づく措置、日本スポーツセンター共済制度

収入未済例：児童保護費負担金、日本スポーツ振興センター共済掛金

### 4 補助金の交付、給付金の支給等を行う事業

事業例：木材流通合理化特別対策事業、生活保護

収入未済例：補助金の返還金、生活保護費の返還金

### 5 工事契約解除に伴う違約金等

事業例：工事、設計業務委託

収入未済例：契約解除に伴う違約金、前払金返還金の利息

### 6 その他の事業

事業例：生産物の売払い、座礁船撤去

収入未済例：生産物売払代金、座礁船撤去費用

表2 事業分類別事業数(実数)

(単位:事業)

事業分類	事業数	左記のうち平成22年度決算において税外収入未済のあるもの
1 資金の貸付けを行う事業	11	11
2 使用料・手数料や財産貸付料を徴収する事業	14	12
3 自己負担金や掛金を徴収する事業	8	7
4 補助金の交付、給付金の支給等を行う事業	7	6
5 工事契約解除に伴う違約金等	1	1
6 その他の事業	12	8
合計	53	45

## イ 債権分類

債権分類は、次の3種類とした。

債権分類別の事業数（実数）は、表3のとおりである。

### A 強制徴収公債権

公法上の原因により生じる債権のうち、事業の根拠となっている法律等の規定により強制徴収（国税や地方税の滞納処分の例による徴収）ができる債権。

事業例：木材流通合理化特別対策事業、座礁船撤去

収入未済例：補助金の返還金、座礁船撤去費用

### B 非強制徴収公債権

公法上の原因により生じる債権のうち、強制徴収ができない債権。

事業の根拠となっている法律に強制徴収に関する規定がないため、強力な回収手段は民事上の強制執行等となる。

事業例：県立高等学校の運営、生活保護

収入未済例：県立高等学校授業料、生活保護費の返還金

### C 私債権

私法上の原因により生じる債権。

強制徴収はできず、強力な回収手段は民事上の強制執行等となる。

事業例：宮崎県育英資金貸与事業、県営住宅の貸付け、工事

収入未済例：貸付金の償還金、県営住宅使用料、契約解除に伴う違約金

表3 債権分類別事業数(実数) (単位:事業)

債権分類	事業数	左記のうち平成22年度決算において税外収入未済のあるもの
A 強制徴収公債権	14	12
B 非強制徴収公債権	13	9
C 私債権	26	24
合計	53	45

## (8) 収入未済の件数

今回の行政監査では、収入未済の件数は債権の発生件数（契約件数等）で計上した。したがって、収入未済となっている歳入の調定件数とは必ずしも一致しない。

(例1) 債務者が1人であっても、2つの貸付金契約において償還金の滞納がある場合は「2件」と計上。

(例2) 毎月償還を要する1つの貸付金契約において複数月の償還金の滞納がある場合は、調定件数が複数であっても「1件」と計上。



## 4 監査の結果

### (1) 税外収入未済の債権管理

#### ア 税外収入未済の状況

##### (ア) 全体の状況

平成22年度末の税外収入未済は、5,178件で12億4,671万8千円であった。そのうち現年度収入未済は1,374件で1億5,418万7千円、過年度収入未済は3,804件で10億9,253万1千円となっている。

(表4)

過去5年間の推移を見ると、件数は毎年増加している。これは、主として宮崎県育英資金において、平成17年度に独立行政法人から業務の一部が移管されたこともあって貸付金償還金の収入未済件数が増加したことによるものである。

金額は、平成20年度までは増加し、21年度以降は減少しており、特に、19年度の増加と22年度の減少が大きい。19年度の増加は、主として木材流通合理化整備特別対策事業において、補助金返還金1億円余の収入未済が発生したことによるものである。22年度の減少は、主として16年度に収入未済となった1億7千万円余の座礁船撤去費用の不納欠損処分を行ったことによるものである。

表4 税外収入未済の過去5年間の推移

(単位:件、千円、%)

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
税外収入未済	現年度	850	100,033	918	226,244	1,101	135,010	1,210	174,031	1,374	154,187
	過年度	2,406	1,155,003	2,590	1,169,543	2,901	1,294,913	3,336	1,219,638	3,804	1,092,531
	合計	3,256	1,255,036	3,508	1,395,787	4,002	1,429,923	4,546	1,393,669	5,178	1,246,718
対前年度増減	現年度	-	-	(8.0)	(126.2)	(19.9)	(-40.3)	(9.9)	(28.9)	(13.6)	(-11.4)
	過年度	-	-	(7.6)	(1.3)	(12.0)	(10.7)	(15.0)	(-5.8)	(14.0)	(-10.4)
	合計	-	-	(7.7)	(11.2)	(14.1)	(2.4)	(13.6)	(-2.5)	(13.9)	(-10.5)
(注)	-	-	252	140,751	494	34,136	544	-36,254	632	-146,951	

(注) 上段( )書きは、増減率である。

## (1) 事業分類別状況

税外収入未済を事業分類別に見ると、構成割合が最も高いのは「1 資金の貸付けを行う事業」であり、平成22年度は件数2,727件(52.7%)で金額8億6,684万6千円(69.5%)となっている。また、この事業は、件数、金額とも毎年増加しているが、これは、主として宮崎県育英資金の貸付金償還金の収入未済の増加によるものである。(表5)

「4 補助金の交付、給付金の支給等を行う事業」及び「6 その他の事業」の金額は、年度により大きく変動しているが、これは、主として補助金返還金や座礁船撤去費用の収入未済の発生及び不納欠損処分によるものである。

表5 税外収入未済の過去5年間の推移(事業分類別)(単位:件、千円、%)

事業分類	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 資金の貸付けを行う事業	(29.6)	(58.7)	(31.8)	(53.8)	(36.0)	(54.6)	(43.5)	(59.9)	(52.7)	(69.5)
	963	737,053	1,114	751,409	1,440	781,432	1,977	834,212	2,727	866,846
2 使用料・手数料や財産貸付料を徴収する事業	(24.4)	(9.1)	(20.0)	(8.5)	(19.7)	(8.7)	(16.9)	(9.0)	(13.0)	(9.1)
	793	114,149	703	118,985	789	124,176	770	124,759	674	113,598
3 自己負担金や掛金を徴収する事業	(28.2)	(8.1)	(25.3)	(7.3)	(22.6)	(7.1)	(19.3)	(7.3)	(16.9)	(8.0)
	918	102,242	887	101,816	904	101,476	879	101,417	873	100,316
4 補助金の交付、給付金の支給等を行う事業	(9.0)	(4.7)	(8.1)	(11.8)	(7.8)	(12.0)	(7.1)	(5.6)	(6.7)	(6.9)
	292	58,905	284	164,833	312	170,971	324	78,274	347	86,221
5 工事契約解除に伴う違約金等	(0.6)	(0.4)	(1.0)	(1.1)	(0.8)	(0.5)	(0.7)	(0.5)	(0.5)	(0.5)
	18	4,621	35	15,361	32	6,821	34	6,868	27	6,201
6 その他の事業	(8.4)	(19.0)	(13.8)	(17.4)	(13.1)	(17.1)	(12.4)	(17.8)	(10.2)	(5.9)
	272	238,066	485	243,383	525	245,047	562	248,139	530	73,536
合計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	3,256	1,255,036	3,508	1,395,787	4,002	1,429,923	4,546	1,393,669	5,178	1,246,718

(注) 上段( )書きは、構成割合である。

## (ウ) 債権分類別状況

税外収入未済を債権分類別に見ると、構成割合が最も高いのは「C 私債権」であり、平成22年度は件数3,539件(68.3%)で金額10億5,377万6千円(84.5%)となっている。また、この債権は、件数、金額とも毎年増加しているが、これは、主として宮崎県育英資金の貸付金償還金の収入未済の増加によるものである。(表6)

「A 強制徴収公債権」の金額は、平成19年度に増加し、21年度及び22年度に大きく減少している。これは、主として補助金返還金や座礁船撤去費用の収入未済の発生及び不納欠損処分によるものである。

「B 非強制徴収公債権」は、過去5年間を通して見ると、金額は毎年増加し、件数も増加傾向を示している。これは、主として生活保護費返還金の収入未済が増加していることによるものである。

表6 税外収入未済の過去5年間の推移(債権分類別)(単位:件、千円、%)

債権分類	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A 強制徴収公債権	(37.2) 1,210	(24.2) 303,944	(39.0) 1,367	(29.5) 412,250	(35.4) 1,418	(28.8) 411,781	(31.8) 1,444	(23.1) 321,255	(26.9) 1,395	(11.4) 142,353
B 非強制徴収公債権	(4.9) 161	(2.9) 36,534	(4.8) 169	(2.7) 37,002	(5.6) 225	(3.1) 43,980	(5.8) 264	(3.2) 44,681	(4.7) 244	(4.1) 50,589
C 私債権	(57.9) 1,885	(72.9) 914,558	(56.2) 1,972	(67.8) 946,535	(58.9) 2,359	(68.1) 974,162	(62.4) 2,838	(73.7) 1,027,733	(68.3) 3,539	(84.5) 1,053,776
合計	(100.0) 3,256	(100.0) 1,255,036	(100.0) 3,508	(100.0) 1,395,787	(100.0) 4,002	(100.0) 1,429,923	(100.0) 4,546	(100.0) 1,393,669	(100.0) 5,178	(100.0) 1,246,718

(注) 上段( )書きは、構成割合である。

## イ 債権管理の状況

### (7) 債権管理に関する基本的な法令等

税外収入の債権管理に関する基本的な法令等としては、地方自治法及び同法施行令、地方税法、国税徴収法、民法並びに宮崎県財務規則（以下「財務規則」という。）があり、日常の管理、回収、滞納処分・強制執行、消滅時効等について定められている。債権分類に従って例示すると、表7のとおりである。

表7 債権管理に関する基本的な法令等

区 分	法令等の名称	定められている事項
「A 強制徴収公債権」及び「B 非強制徴収公債権」の債権管理に関する法令	地方自治法	督促、消滅時効期間、「A 強制徴収公債権」の滞納処分等
	地方自治法施行令	「B 非強制徴収公債権」の強制執行等
	地方税法	「A 強制徴収公債権」の滞納処分（事業の根拠となる法律において地方税の例により滞納処分することができるものとされているもの）
	国税徴収法	「A 強制徴収公債権」の滞納処分（事業の根拠となる法律において国税の例により滞納処分することができるものとされているもの）
主として「C 私債権」の債権管理に関する法令	民法	時効の援用、消滅時効期間等
	地方自治法施行令	「C 私債権」の督促、強制執行等
各債権分類に共通	宮崎県財務規則	調定元帳による管理、督促状の発出、滞納整理票の作成、収入未済金の繰越調定等

### (イ) 債権管理の取組み

#### a 実務上の要領等

平成22年度決算において税外収入未済のある45事業（実数）のうち、債権管理に関する実務上の要領等があるものは15事業（33.3%）であり、残り30事業（66.7%）においては要領等がない。（表8）

中には、税外収入未済の件数が多いにもかかわらず要領等のない事業も見受けられた。

【税外収入未済の件数が多いにもかかわらず要領等のない事業】

- ・未熟児養育医療（健康増進課） 315件
- ・児童扶養手当支給事業（こども家庭課） 144件
- ・心身障害者扶養共済制度（障害福祉課） 92件
- ・宮崎県地域改善対策奨学金の貸与（財務福利課） 63件

実務上の要領等がある15事業についてその内容を見ると、「債権の回収」や「滞納者への対応」はほとんどの事業で定めているが、「日常の管理」を定めているのは8事業、「収入未済の発生防止」を定めているのは7事業にとどまっており、不納欠損処分についてまで定めているものは5事業にすぎない。(表9)

要領等を整備していない事業においても、実態としては、債務者に対する訪問や催告等の債権管理を行っているが、根拠規定に関する明確な認識がなく、前担当者からの引継ぎ等によっている状況である。

債権管理を適切に行うためには、債権の回収等の収入未済発生後の対応だけでなく、収入未済の発生を未然に防ぐための具体的方策や、経緯の記録等の日常の管理方法、不納欠損処分手続までを含めた網羅的な要領等となるよう整備することが望まれる。

表8 債権管理に関する実務上の要領等の有無(事業数は実数)

(単位:事業)

平成22年度決算において税外収入未済のある事業	左記事業の債権管理に関する実務上の要領等の有無	
	有	無
45	15	30

表9 債権管理に関する実務上の要領等の内容(事業数は実数)

(単位:事業)

要領等のある事業	要領等で定めている内容(注1)					
	収入未済の発生防止	日常の管理	債権の回収	滞納者への対応	不納欠損処分	その他(注2)
15	7	8	14	13	5	2

(注1) 複数回答のため、内訳は合計と一致しない。

(注2) 内訳は次のとおり。  
 ・線上償還手続:1事業  
 ・個人情報保護:1事業

## b 債権管理の体制

平成22年度決算において税外収入未済のある72事業(延べ数)の債権管理の体制を見ると、担当職員のみで対応しているものはなく、担当(班)で対応しているものが45事業(62.5%)で最も多い。このほか、事業の内容により、他の担当(班)と連携して対応しているものが17事業(23.6%)あり、所属全体で対応しているものも10事業(13.9%)ある。(表10)

体制面での工夫としては、専任の非常勤・臨時職員を配置しているものが16事業(22.2%)あり、債権の回収に一定の効果을 上げている。

### 【非常勤職員の例】

- ・債権管理員(財務福利課)

財務福利課に3名配置。

宮崎県育英資金について、県内を3ブロックに分けて分担。

- ・債権管理事務嘱託員(福祉保健部)

子ども家庭課が、中央・南部・北部福祉子どもセンターに各1名、計3名配置。

福祉子どもセンター所管の生活保護費返還金、児童保護費負担金等や子ども家庭課所管の母子寡婦福祉資金償還金等のほか、福祉保健課所管の介護福祉士等修学資金償還金等、部内各課が所管する債権についても回収を地域ごとに分担。

また、回収困難な案件の対応等を外部へ委託(依頼)しているものが6事業(8.3%)、指定管理者等の外部と連携しているものが3事業(4.2%)あった。

これらは、専門的ノウハウの活用や職員の負担軽減という点で効果的である。

### 【外部への委託の例】

滞納者が行方不明であるなど回収が困難な案件の対応を債権回収会社に委託

- ・県営住宅の貸付け(建築住宅課)
- ・公営住宅等目的外使用許可(建築住宅課、宮崎土木事務所)

### 【外部との連携の例】

指定管理者と連携して対応

- ・港湾整備事業(中部港湾事務所)

表10 債権管理の体制(事業数は延べ数) (単位:事業)

平成22年度決算において税外収入未済のある事業	債権管理の体制							
	いずれか1つを必ず選択(注1)				該当がある場合に選択(注1)			
	担当職員のみで対応	担当(班)で対応	他の担当(班)と連携して対応	所属全体で対応	所属間で連携して対応(同種の出先機関等)	専任の非常勤・臨時職員の設置	外部へ委託(依頼)	その他(注2)
72	0	45	17	10	6	16	6	12

(注1) 選択肢のうち、～はいずれか1つを必ず選択し、～は該当がある場合に選択するものとした。

(注2) 内訳は次のとおり。

- ・回収のための班を編成:9事業
- ・独立行政法人の支援を受けつつ対応:1事業
- ・指定管理者と連携して対応:1事業
- ・学校と連携して対応:1事業

## c 債権管理の取組状況

債権管理については、財務規則において、「調定元帳による管理」(第189条)、「督促状の発出」(第48条第1項)、「滞納整理票の作成」(第48条第1項)及び「収入未済金の繰越し」(第52条)が規定されている。

これらの取組状況を、平成22年度決算において税外収入未済のある45事業(実数)について見ると、「調定元帳による管理」、「督促状の発出」及び「収入未済金の繰越し」はおおむね適正に行っていたが、「滞納整理票の作成」を行っていないものが1事業あった。(表11)

【「滞納整理票の作成」を行っていないもの】

- ・艇庫の使用許可(スポーツ振興課)

これらの取組のほか、後日納付金の請求があることを事前に説明した上で納付する旨の誓約書の提出を求める、回収のための「強化月間」を設ける、資力の乏しい債務者に分割納付を認める、などの収入未済の縮減を図るための取組を独自に行っている事例が見られた。

一方、滞納処分や強制執行を行っているものは、45事業中3事業(6.7%)に過ぎない。

【滞納処分や強制執行を行っているもの】

- ・中小企業高度化資金の貸付け(商工政策課金融対策室 「C 私債権」)
- ・県営住宅の貸付け(建築住宅課 「C 私債権」)
- ・道路交通法違反に対する措置(警察本部会計課 「A 強制徴収公債権」)

特に、債権分類が「A 強制徴収公債権」の事業は45事業中12事業である(29ページの表3参照)が、滞納処分を行っているのは1事業のみであった。(表12)

【債権分類が「A 強制徴収公債権」である12事業のうち滞納処分を行っているもの】

- ・道路交通法違反に対する措置(警察本部会計課)

各所属における債権管理の取組は、独自の工夫も見られ、おおむね適正に行われている。今後とも債権管理を適正に行うためには、日常の管理や回収等において、財務規則等に基づいた的確な対応が必要である。

さらに、債権管理を適正に行ったにもかかわらず長期にわたって収入未済となっている案件については、滞納処分や強制執行に積極的に取り組むことが望まれる。

表11 債権管理の取組状況(事業数は実数)

(単位:事業)

平成22年度決算において税外収入未済のある事業	債権管理の取組状況 (注1)					
	宮崎県財務規則に定められた事項				左記以外	
	調定元帳による管理	督促状の発出	滞納整理票の作成	収入未済金の繰越し	滞納処分・強制執行(注2)	その他(注3)
45	45	45	44	45	3	18

(注1) 複数回答のため、内訳と合計は一致しない。

(注2) 3事業の債権分類別内訳は、「A 強制徴収公債権」が1事業、「C 私債権」が2事業。

(注3) 主なものは次のとおり。

- ・後日納付金の請求があることを説明し誓約書の提出を求める：1事業
- ・「強化月間」を定めて債務者に対する訪問や電話を集中的に行う：5事業
- ・債権回収業者に委託して回収可能性の調査を実施：2事業
- ・資力の乏しい債務者に分割納付を認める：2事業

表12 滞納処分の実施状況(強制徴収公債権、事業数は実数)(単位:事業)

平成22年度決算において税外収入未済のある事業のうち債権分類が「A 強制徴収公債権」である事業	左記事業の滞納処分の実施状況	
	実施	未実施
12	1	11



#### d 債権管理に関する研修等の実施状況

平成22年度決算において税外収入未済のある45事業(実数)のうち、債権管理に関する研修等を実施しているものは17事業(37.8%)であった。(表13)

債権管理に関する実務上の要領等のある事業においては、少なくとも要領等についての研修等を実施すべきであると考えが、要領等のある15事業のうち3事業(20.0%)は、研修等を実施していなかった。

要領等のない30事業では、研修等を実施しているものは5事業(16.7%)にとどまり、残り25事業(83.3%)においては研修等を実施していなかった。

また、実施している研修等は、会議での説明周知が多く、専門的な研修と思われるものは少なかった。(表14)

債権管理を適正に進めるためには、関係職員が十分な能力を身に付けるよう、機会を設けて研修等を行うことが望まれる。特に、債権管理に関する実務上の要領等のない事業においては、要領等を整備し明確に研修等の実施を位置づけることが望まれる。

表13 債権管理に関する研修等を実施している事業(事業数は実数)  
(単位:事業)

区 分	平成22年度決算において税外収入未済のある事業	左記事業の債権管理に関する研修等の実施状況	
		実施	未実施
債権管理に関する実務上の要領等がある事業	15	12	3
債権管理に関する実務上の要領等がない事業	30	5	25
計	45	17	28

表14 実施している研修等(事業数は実数) (単位:事業)

債権管理に関する研修等を実施している事業	実施している研修等 (注1)				
	庁内での研修	全国又はブロック研修会	庁外での研修(以外)	会議での説明周知	その他(注2)
17	5	3	3	10	3

(注1) 複数回答のため、内訳と合計は一致しない。

(注2) 内訳は次のとおり。

- ・全国担当者会議で他県の取組事例に触れる: 1事業
- ・出先機関の取組状況のヒアリング及び助言: 1事業
- ・他の納入金と併せた納入状況について情報共有: 1事業

## ウ 債権管理上の課題と不納欠損処分の意味

### (ア) 長期にわたって収入未済となっている事例

税外収入未済の中には、長期にわたって収入未済となっているものがあり、その中には、既に消滅時効が完成している（消滅時効期間が過ぎている）ものもある。事例をいくつか挙げると、次のとおりである。

中小企業高度化資金の貸付け（商工政策課金融対策室）

「C 私債権」 消滅時効期間5年

昭和31年度から34年度にかけて発生した償還金の収入未済1件について、債務者である団体は既に実態がなく、連帯保証人も所在不明等の状況である。

沿岸漁業改善資金の貸付け（水産政策課）「C 私債権」 消滅時効期間10年

昭和58年度から59年度にかけて発生した償還金の収入未済1件について、債務者本人は破産宣告を受け、その後所在不明となっている。連帯保証人も、弁済能力がないなどの状況にある。

措置入院医療（障害福祉課）「B 非強制徴収公債権」 消滅時効期間5年

昭和63年度から平成7年度にかけて発生した自己負担金の収入未済23件について、調定元帳、滞納整理票、収入未済案件の一覧表はあるが、経緯の記録が全くない。

### (イ) 消滅時効期間

消滅時効の完成は、不納欠損処分の可否を判断する上で重要な要件の一つである。

監査対象53事業（実数）について、債権分類ごとの消滅時効期間を見ると、表15のとおりとなっている。

表15 消滅時効期間ごとの事業数（実数）（債権分類別内訳）

（単位：事業）

債権分類	消滅時効期間					合計
	2年	3年	5年	10年	5年又は10年 (注)	
A 強制徴収公債権	-	-	14	-	-	14
B 非強制徴収公債権	1	-	12	-	-	13
C 私債権	-	5	7	13	1	26
合計	1	5	33	13	1	53

(注) 商法上の商人である債務者については消滅時効期間が5年、それ以外の債務者については消滅時効期間が10年である事業。

(ウ) 消滅時効が完成している税外収入未済

平成22年度決算における税外収入未済のうち、平成22年度末現在で消滅時効が完成しているものは27事業の850件(16.4%)で3億3,093万9千円(26.5%)となっている。(表16)

消滅時効が完成しているものを事業分類で見ると、最も多いものは、件数では「3 自己負担金や掛金を徴収する事業」の599件、金額では「1 資金の貸付けを行う事業」の1億9,265万円である。

また、債権分類で見ると、最も多いものは、件数では「A 強制徴収公債権」の540件、金額では「C 私債権」の2億5,727万7千円である。

表16 消滅時効が完成している税外収入未済(事業分類及び債権分類別内訳)  
(単位:事業、件、千円、%)

区 分	平成22年度決算における税外収入未済			のうち 平成22年度末現在で消滅 時効が完成しているもの			税外収入未済 に占める割合 ( / )		
	事業 数	件数	金額	事業 数	件数	金額	件数	金額	
事 業 分 類	1 資金の貸付けを行う事業	11	2,727	866,846	8	71	192,650	2.6	22.2
	2 使用料・手数料や財産貸付料を徴収する事業	12	674	113,598	4	53	13,976	7.9	12.3
	3 自己負担金や掛金を徴収する事業	7	873	100,316	6	599	64,924	68.6	64.7
	4 補助金の交付、給付金の支給等を行う事業	6	347	86,221	3	90	17,242	25.9	20.0
	5 工事契約解除に伴う違約金等	1	27	6,201	1	24	6,077	88.9	98.0
	6 その他の事業	8	530	73,536	5	13	36,070	2.5	49.1
債 権 分 類	A 強制徴収公債権	12	1,395	142,353	7	540	55,486	38.7	39.0
	B 非強制徴収公債権	9	244	50,589	4	74	18,176	30.3	35.9
	C 私債権	24	3,539	1,053,776	16	236	257,277	6.7	24.4
合 計 (「1」～「6」の計 =「A」～「C」の計)		45	5,178	1,246,718	27	850	330,939	16.4	26.5

## (I) 不納欠損処分の必要性

平成22年度末現在で消滅時効が完成しているもののうち、「A 強制徴収公債権」と「B 非強制徴収公債権」を合わせた614件7,366万2千円は、時効の援用を要しないため、不納欠損処分を行わざるを得ないものとする。

また、「C 私債権」については、収入未済が長期間にわたると、債務者の所在がわからなくなったり、関係書類が不明になったりすること等により、回収がますます困難になっていると思われるので、回収見込みがない場合は、債権管理を適切に行う観点から、不納欠損処分を早めに検討することが必要である。

## (2) 不納欠損処分

### ア 不納欠損処分に関する規程

#### (ア) 法令等

不納欠損処分は、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いであって、時効により消滅した債権、放棄した債権等について行うものとされている（昭和27年6月12日付けの行政実例）。

不納欠損処分の要件については、財務規則第53条第1項において、次のように定められている。

債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をし、又は援用する意思があるものとみなされるとき（法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅する債権にあっては、その消滅時効が完成したとき。）

地方自治法第96条第1項第10号の規定により納入義務者に係る債権を放棄したとき。

地方自治法第231条の3第3項の規定により滞納処分をすることができる徴収金について、滞納処分の執行停止後3年を経過したことによりその債権が消滅したとき。

裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき。

納入義務者が死亡し、限定承認をした相続人がその相続により納付の義務を負うこととなった債務について、相続によって得た財産の限度において納付してもなお未納があるとき。

破産法第253条第1項及び会社更生法第204条第1項の規定により納入義務者が当該債権につきその債務を免責されたとき。

納入義務者である法人の清算が終了したことにより当該法人の債務が消滅したとき。ただし、当該法人の債務について、他の弁済の責に任ずべき者があり、その者について第1号から前号までに規定する理由がないときを除く。

その他法令の規定により納入義務者の債務が免除され、又は債権が消滅したとき。

これらの要件のうち、時効による債権の消滅については、「A 強制徴収公債権」及び「B 非強制徴収公債権」の場合、地方自治法等に定められており、「C 私債権」の場合、民法等に定められている。

また、債権の放棄は、地方自治法の規定（第96条第1項第10号）によるものであり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除き、議会の議決を要するとされている。

## (1) 実務上の要領等

平成22年度決算において税外収入未済のある45事業(実数)のうち、不納欠損処分に関する実務上の要領等があるものは5事業(11.1%)で、残り40事業(88.9%)は要領等がない。(表17)

### 【要領等のある事業】

- ・母子寡婦福祉資金の貸付け(こども家庭課)
- ・農業改良資金の貸付け(営農支援課)
- ・県営住宅の貸付け(建築住宅課)
- ・公営住宅損害賠償(建築住宅課)
- ・県立高等学校の運営[授業料](県立高等学校)

また、平成22年度末現在で消滅時効が完成している税外収入未済のある27事業(実数)のうち、不納欠損処分に関する実務上の要領等があるものは4事業(14.8%)で、残り23事業(85.2%)は要領等がない。

中には、消滅時効が完成している税外収入未済の件数が多いにもかかわらず要領等のない事業も散見された。

### 【消滅時効が完成している税外収入未済の件数が多いにもかかわらず要領等のない事業】

- |   |                |
|---|----------------|
| ・未熟児養育医療(健康増進課)   | 267件(3,114千円)  |
| ・児童福祉法に基づく措置(中央・南部・北部福祉こどもセンター、<br>児湯福祉事務所)                                       | 218件(45,162千円) |
| ・心身障害者扶養共済制度(障害福祉課)   | 88件(9,018千円)   |
| ・生活保護(中央・南部・北部福祉こどもセンター、児湯福祉事務所)  | 48件(10,546千円)  |
| ・児童扶養手当支給事業(こども家庭課)   | 40件(6,197千円)   |
| ・工事、設計業務(中部農林振興局、北諸農林振興局、<br>宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、<br>高岡土木事務所、日向土木事務所、延岡土木事務所) | 24件(6,077千円)   |
| ・措置入院医療(障害福祉課)  | 23件(4,364千円)   |

実務上の要領等がある5事業についてその内容を見ると、「不納欠損処分の可否の判断基準」は全て定めているが、「可否判断に必要な書類」は2事業にとどまっており、「不納欠損処分伺いの記載事項」や「不納欠損処分伺いの添付書類」は定めていなかった。(表18)

要領等を整備していない事業においても、不納欠損処分を実施しているものがある。このような場合は、財務規則を直接よりどころとして処理していることになるが、財務規則に定めのない詳細については、個別の判断、処理となるため、処理の遅滞につながっていることが十分考えられる。

このようなことから、不納欠損処分を適切に行うためには、判断基準を明確に示すとともに、可否判断に必要な書類、不納欠損処分伺いの記載事項等の詳細を定めることが必要であるが、個々の事業において定めることは難しいと思われる。

したがって、全庁的に共通する事項については、財務規則により具体的な規定を設けるか新たな運用指針等を定め、これに基づいた具体的な実務上の要領等を整備することが望まれる。

表17 不納欠損処分に関する実務上の要領等の有無（事業数は実数）

（単位：事業）

区 分	事業数	左記事業の 不納欠損処分に関する実務上の要領等の有無	
		有	無
平成22年度決算において税 外収入未済のある事業	4 5	5	4 0
上記のうち平成22年度末現 在で消滅時効が完成してい る税外収入未済のある事業	2 7	4	2 3

表18 不納欠損処分に関する実務上の要領等の内容（事業数は実数）

（単位：事業）

要領等のある 事業	要領等で定めている内容（注）				
	不納欠損処分 の可否の判断 基準	可否判断に必 要な書類	不納欠損処分 伺いの記載事 項	不納欠損処分 伺いの添付書 類	その他
5	5	2	0	0	0

（注）複数回答のため、内訳と合計は一致しない。

(ウ) 不納欠損処分に関する研修等の実施状況

平成22年度決算において税外収入未済のある45事業(実数)のうち、不納欠損処分に関する研修等を実施しているものは4事業(8.9%)にとどまっている。このうち3事業は、いずれも、同じ1つの所属においてのみ研修等を実施しているものである。(表19)

また、平成22年度末現在で消滅時効が完成している税外収入未済のある27事業(実数)のうち23事業(85.2%)は、研修等を実施していなかった。

実施している研修等は、会議での説明周知が3事業、全国又はブロック研修会が1事業であり、専門的な研修と思われるものは少なかった。(表20)

不納欠損処分は、債権管理上必要な処理手続であることを認識して、機会を設けて研修等を実施することが望まれる。特に、消滅時効が完成している税外収入未済がある所属においては、早急の実施が望まれる。

表19 不納欠損処分に関する研修等を実施している事業(事業数は実数)  
(単位:事業)

区 分	事業数	左記事業の 不納欠損処分に関する研修等の実施状況	
		実施(注)	未実施
平成22年度決算において税外収入未済のある事業	45	4	41
上記のうち平成22年度末現在で消滅時効が完成している税外収入未済のある事業	27	4	23

(注) 研修等を実施している4事業のうち3事業は、いずれも同じ1つの所属のみにおいて実施。

表20 実施している研修等(事業数は実数)  
(単位:事業)

債権管理に関する研修等を実施している事業	実施している研修等 (注)				
	庁内での研修	全国又はブロック研修会	庁外での研修(以外)	会議での説明周知	その他
4	0	1	0	3	0

(注) 複数回答であるが、1つの事業で2種類以上の研修等を実施しているものはない。



## イ 不納欠損処分の状況

過去5年間の不納欠損処分の状況を見ると、平成21年度及び22年度は前年度よりも金額が大幅に増加している。これは、主として、21年度は木材流通合理化整備特別対策事業の1億円余の補助金返還金、22年度は1億7千万円余の座礁船撤去費用の不納欠損処分を行ったことによるものである。(表21)

これを事業数で見ると、監査対象53事業(実数)のうち、過去5年間に不納欠損処分の実績があるものは12事業(22.6%)であった。(表22)

平成22年度末現在で消滅時効が完成している税外収入未済のある27事業(実数)のうち11事業は、債権分類が「A 強制徴収公債権」又は「B 非強制徴収公債権」であり、時効の援用を要しないため、不納欠損処分を行わざるを得ないと考えが、このうち9事業(81.8%)は、過去5年間不納欠損処分を全く行っていなかった。

これら9事業は、不納欠損処分に関する実務上の要領等がなく、研修等も実施していないものが多かった。

### 【過去5年間不納欠損処分を全く行ってない9事業】

- ・未熟児養育医療(健康増進課 「A 強制徴収公債権」)
- ・児童扶養手当支給事業(こども家庭課 「A 強制徴収公債権」)
- ・児童福祉法に基づく措置(中央・南部・北部福祉こどもセンター、児湯福祉事務所 「A 強制徴収公債権」)
- ・特別障害者手当等の支給(南部福祉こどもセンター、児湯福祉事務所 「A 強制徴収公債権」)
- ・河川敷占用許可(延岡土木事務所 「A 強制徴収公債権」)
- ・港湾使用許可(中部港湾事務所 「A 強制徴収公債権」)
- ・措置入院医療(障害福祉課 「B 非強制徴収公債権」)
- ・知的障害者福祉法に基づく措置(中央福祉こどもセンター 「B 非強制徴収公債権」)
- ・身体障害者福祉法に基づく措置(中央福祉こどもセンター 「B 非強制徴収公債権」)

表21 不納欠損処分の過去5年間の状況 (単位:件、千円、%)

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
件数及び金額	11	2,510	4	19,493	19	6,247	3	106,701	20	192,449
対前年度増減	-	-	(-63.6)	(676.6)	(375.0)	(-68.0)	(-84.2)	(1,608.0)	(566.7)	(80.4)
			-7	16,983	15	-13,246	-16	100,454	17	85,748

(注) 対前年度増減の上段( )書きは、増減率である。

表22 過去5年間の不納欠損処分の実績の有無（事業数は実数）

（単位：事業）

区 分	事業数	左記事業の平成18年度～22年度における 不納欠損処分の実績の有無	
		有	無
ア 監査対象事業	53	12	41
イのうち平成22年度末現在で 消滅時効が完成している税外 収入未済のある事業	27	7	20
ウのうち債権分類が「A 強制 徴収公債権」又は「B 非強制 徴収公債権」である事業	11	2	9
エの事業の不納欠損 処分に関する実務上 の要領等の有無	有	0	0
	無	11	9
エの事業の不納欠損 処分に関する研修等 の実施状況	実施 (注)	3	2
	未実施	8	7

(注) 3事業とも、同じ1つの所属のみにおいて研修等を実施しているものである。

## ウ 不納欠損処分上の課題

平成22年度末現在で消滅時効が完成している税外収入未済のある27事業（実数）について、不納欠損処分を進められない要因（複数回答）を見ると、「債務者の事情」が最も多く、以下「不納欠損処分の詳細なやり方がわからない」、「実務上の要領等の整備が不十分」及び「不納欠損処分をする時間的余裕がない」の順となっている。（表23）

これを、債権分類が「A 強制徴収公債権」又は「B 非強制徴収公債権」である11事業について見ると、債務者が行方不明であること等の「債務者の事情」を挙げたものが6事業となっている。

しかし、これらの債権は時効の援用を要しないため、「債務者の事情」は不納欠損処分を進められない要因とはいええない。

さらに、11事業のうち過去5年間不納欠損処分を実施していない9事業では、「実務上の要領等の整備が不十分」が4事業、「不納欠損処分の詳細なやり方がわからない」が5事業、「不納欠損処分をする時間的余裕がない」が5事業となっている。

これらについて、所管する所属は「要領等がなく研修等も実施されていないため詳細なやり方がわからない」、また、「要領等がない中で個別の案件ごとに根拠規定や必要な書類等を本課と協議しながら不納欠損処分を進めていくような時間的余裕はない」と回答している。

このように、不納欠損処分を進められない要因としては、債務者の事情はあるとしても、要領等の未整備や研修等の未実施により、不納欠損処分の進め方が十分に理解されていないことがうかがえる。

表23 不納欠損処分を進められない要因（事業数は実数）（単位：事業）

区 分	事業数	不納欠損処分を進められない要因（注1）					
		債務者の事情	規定に不十分な点がある	実務上の要領等の整備が不十分	不納欠損処分の詳細なやり方がわからない	不納欠損処分をする時間的余裕がない	その他（注2）
平成22年度末現在で消滅時効が完成している税外収入未済のある事業	27	22	0	9	11	9	8
アのうち債権分類が「A 強制徴収公債権」又は「B 非強制徴収公債権」である事業	11	6	0	5	6	6	6
イのうち平成18年度～22年度に不納欠損処分を実施していない事業	9	4	0	4	5	5	5

（注1） 複数回答のため、内訳と合計は一致しない。

（注2） 現在手続中、今後手続を行う、等。

## 5 意見

本県の税外収入未済は、平成22年度決算において5,178件で12億円余となっており、過去5年間の推移を見ると、一部事業においては件数、金額とも毎年増加している。

これに対する債権管理は、その体制や、収入未済を減らすための取組の面で工夫している事例も見られたが、実務上の要領等の整備や研修等の実施において不十分なものもあり、滞納処分も積極的に行われていない状況にある。また、消滅時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損処分が行われていない実態がある。

債権管理は、債権の発生から回収、消滅までの一連の取組であり、それぞれの段階において的確な対応をすることが求められる。また、回収見込みのないものについては、不納欠損処分を行うことが必要である。

財政が厳しい状況にある今日においては、他の地方公共団体において債権管理条例が制定されるなど、債権管理の重要性が増しており、不納欠損処分を視野に入れた実務上の要領等の整備や研修等を通じた適正な債権管理を積極的に進めることが望まれる。

また、債権管理について全庁的に統一した取扱いとするためには、一般的な判断基準や手続等について、財務規則等において基本的な事項を示すことが望まれる。

## 別表

## 事業別監査対象一覧表

(単位：年、件、千円)

部局名	対象所属名	対象事業名又は内容	事業分類 (注1)	債権分類 (注1)	消滅時効期間	平成22年度決算における税外収入未済(注2)	
						件数	金額
総務部、 教育委員会	総務部人事課、 教育委員会教職員課	職員に対する手当等の支給誤りの是正 (手当等の返還金の徴収)	6	B	5	0	0
福祉保健部	福祉保健課	介護福祉等修学資金貸付事業	1	C	10	3	1,669
福祉保健部	医療薬務課	看護師等修学資金の貸与	1	C	10	3	1,094
総務部、 福祉保健部	西臼杵支庁、国保・援護課、 中央福祉子どもセンター、 南部福祉子どもセンター、 北部福祉子どもセンター、 児湯福祉事務所	生活保護 (生活保護費返還金の徴収)	4	B	5	192	39,418
福祉保健部	障害福祉課	心身障害者扶養共済制度 (共済掛金の徴収)	3	C	10	92	9,561
福祉保健部	障害福祉課	措置入院医療 (措置入院医療費自己負担金の徴収)	3	B	5	23	4,364
福祉保健部	健康増進課	未熟児養育医療 (自己負担金の徴収)	3	A	5	315	3,663
福祉保健部	健康増進課	特定疾患医療 (特定疾患医療費返還金の徴収)	4	B	5	2	790
福祉保健部	こども家庭課、 北部福祉子どもセンター	母子寡婦福祉資金の貸付け	1	C	10	1,014	210,667
福祉保健部	こども家庭課	児童扶養手当支給事業 (返還金の徴収)	4	A	5	144	30,421
福祉保健部	中央福祉子どもセンター、 南部福祉子どもセンター、 北部福祉子どもセンター、 児湯福祉事務所	児童福祉法に基づく措置 (児童保護費負担金の徴収)	3	A	5	436	79,456
福祉保健部	中央福祉子どもセンター	知的障害者福祉法に基づく措置 (知的障害者保護費負担金の徴収)	3	B	5	2	3,094
福祉保健部	中央福祉子どもセンター	身体障害者福祉法に基づく措置 (身体障害者保護費負担金の徴収)	3	B	5	1	172
福祉保健部	南部福祉子どもセンター、 児湯福祉事務所	特別障害者手当等の支給 (返還金の徴収)	4	A	5	7	811
福祉保健部	延岡保健所	動物管理 (犬の返還手数料及び犬の飼育管理 手数料の徴収)	2	B	5	1	5
福祉保健部	県立こども療育センター	肢体不自由児等に対する治療、診療等 (費用の徴収)	2	C	3	17	133
福祉保健部	県立こども療育センター	診断書の作成等 (手数料の徴収)	2	C	3	0	0
福祉保健部	県立こども療育センター	母子入所の受入れ (食費等の徴収)	3	C	3	0	0
環境森林部	自然環境課	普通財産の貸付 (財産貸付料の徴収)	2	C	5	2	245

部局名	対象所属名	対象事業名又は内容	事業 分類 (注1)	債権 分類 (注1)	消滅 時効 期間	平成22年度決算における 税外収入未済(注2)	
						件数	金額
環境森林部、 農政水産部、 県土整備部	森林経営課、中部農林振興局、 南那珂農林振興局、 北諸県農林振興局、 東白杵農林振興局、道路建設課、 営繕課、宮崎土木事務所、 日南土木事務所、都城土木事務所、 小林土木事務所、高岡土木事務所、 西都土木事務所、高鍋土木事務所、 日向土木事務所、延岡土木事務所	工事、設計業務 (契約解除に伴う違約金等の徴収)	5	C	3	27	6,201
環境森林部	山村・木材振興課	林業・木材産業改善資金の貸付け	1	C	5,10 (注3)	17	14,037
環境森林部	山村・木材振興課	木材流通合理化整備特別対策事業 (国庫補助金の返還金の徴収)	4	A	5	1	13,450
商工観光労働部	商工政策課金融対策室	中小企業高度化資金の貸付け	1	C	5	6	254,398
商工観光労働部	商工政策課金融対策室	中小企業設備近代化資金の貸付け	1	C	5	9	45,198
商工観光労働部	工業支援課	宮崎県中小企業経営革新補助金 (返還金の徴収)	4	B	5	0	0
商工観光労働部	商業支援課	地場産業振興対策費補助金 (返還金の徴収)	4	B	5	1	1,331
農政水産部	営農支援課	農業改良資金の貸付け	1	C	10	24	97,992
農政水産部	水産政策課	沿岸漁業改善資金の貸付け	1	C	10	1	3,825
農政水産部	南那珂農林振興局	行政財産の目的外使用許可 (公有財産使用料の徴収)	2	B	5	0	0
農政水産部	畜産試験場川南支場	みやざき地鶏種鶏の維持及び改良に 係る生産物(ひな)の売払い (生産物売払代金の徴収)	6	C	5	5	777
県土整備部	管理課	労災保険料精算 (精算金の徴収)	6	B	2	0	0
県土整備部	河川課	県単災害復旧事業 (座礁船撤去費用の徴収)	6	A	5	0	0
県土整備部	港湾課	外浦港港湾用地の不法占用に係る使 用料相当額の損害金	6	C	10	1	6,586
県土整備部	港湾課	宮崎港港湾用地の明け渡しに係る強 制執行費用及び使用料相当額の損害 金等	6	C	10	1	10,344
県土整備部	港湾課	宮崎空港事件の損害賠償金及び和解 金の納入遅延利息	6	C	10	3	17,938
県土整備部	建築住宅課	県営住宅の貸付け (使用料の徴収)	2	C	5	590	103,892
県土整備部	建築住宅課、宮崎土木事務所	公営住宅等目的外使用許可 (公有財産使用料の徴収)	2	B	5	5	219
県土整備部	建築住宅課	公営住宅損害賠償 (賠償金の徴収)	6	C	5	65	29,625
県土整備部	高速道対策局	行政代執行 (行政代執行費用の徴収)	6	A	5	0	0

部局名	対象所属名	対象事業名又は内容	事業 分類 (注1)	債権 分類 (注1)	消滅 時効 期間	平成22年度決算における 税外収入未済(注2)	
						件数	金額
県土整備部	日南土木事務所、延岡土木事務所	道路占用許可 (道路占用料の徴収)	2	A	5	2	31
県土整備部	都城土木事務所、小林土木事務所、 西都土木事務所、延岡土木事務所	河川敷占用許可 (河川敷占用料の徴収)	2	A	5	12	188
県土整備部	中部港湾事務所	港湾整備事業 (使用料の徴収)	2	A	5	6	544
県土整備部	中部港湾事務所、油津港湾事務所	港湾施設用地使用許可 (使用料の徴収)	2	A	5	11	6,609
県土整備部	中部港湾事務所、北部港湾事務所	港湾使用許可 (使用料の徴収)	2	A	5	9	454
教育委員会	財務福利課	宮崎県育英資金貸与事業	1	C	10	1,583	200,365
教育委員会	財務福利課	宮崎県高等学校定時制課程及び通信 制課程修学奨励資金の貸与	1	C	10	4	779
教育委員会	財務福利課	宮崎県地域改善対策奨学金の貸与	1	C	10	63	36,823
教育委員会	スポーツ振興課	艇庫の使用許可 (公有財産使用料の徴収)	2	A	5	2	82
教育委員会	県立高等学校	県立高等学校の運営 (授業料の徴収)	2	B	5	17	1,195
教育委員会	高原高等学校、都農高等学校	日本スポーツ振興センター共済制度 (共済掛金の徴収)	3	C	5	4	6
警察本部	会計課	道路交通法違反に対する措置 (放置違反金の徴収)	6	A	5	450	6,644
警察本部	会計課	留置施設損壊に対する措置 (修繕費の徴収)	6	C	3	1	31
警察本部	会計課	交通安全施設損壊に対する措置 (修繕費の徴収)	6	C	10	4	1,592
合 計 (注4)		53事業				5,178	1,246,718

(注1) 事業分類及び債権分類については、本文28～29ページ参照。

(注2) 件数及び金額が「0」である事業は、平成18年度から21年度までの間の決算において税外収入未済のあった事業又は平成18年度から22年度までの間に税外収入の不納欠損処分を実施した事業であって、平成22年度決算における税外収入未済のない事業。

(注3) 商法上の商人である債務者については消滅時効期間が5年、それ以外の債務者については消滅時効期間が10年である事業。

(注4) 金額の合計は、四捨五入の関係により、内訳の単純計とは一致しない。